

「子吉川河川整備委員会」規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「子吉川河川整備委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この委員会は、国土交通省東北地方整備局が作成する「子吉川河川整備計画（大臣管理区間）」の素案について意見を述べることを目的として、東北地方整備局長（以下「整備局長という」）が設置する。

また、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、整備局長に対し意見を述べるものとする。

第3条（組織等）

委員会の委員は、整備局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会の運営と進行を総括する。
- 3 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
- 4 委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長が招集する。

第6条（公開）

委員会の公開方法については委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、東北地方整備局秋田河川国道事務所におく。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成17年 5月23日より施行する。